

世界日報 2006 年 7 月 22 日(日曜日) 掲載

持論 時論

現行憲法の問題点と改正案

民主党元代表代行 藤井裕久氏の講演要旨

民主党元代表代行の藤井裕久氏は 15 日午後、東京・渋谷のホテルで開かれた「世日クラブ」(会長＝杉本儀一・杉本興業株式会社相談役)の第 110 回講演会で「現行憲法の問題点」をテーマに持論を披露した。その講演内容を整理してみた。

解釈改憲には断固反対

憲法は、本当は国の姿だと思う。国のあるべき姿を表すのが、実定法の憲法の大前提でなければならない。自由党の憲法調査会長だった平成 12 年 1 月、日本の戦後史から言えば稀有(けう)なことだが、国会に憲法調査会ができた。

自由党は、ほぼ 1 年かけて新しい憲法を創る基本方針をまとめた。実定法の憲法になじむもの以上に、日本の将来の姿をまとめたもので、四つの大きなポイントがある。

第一に、日本は既に成熟社会になっており、高度成長時代の皆で渡れば怖くない方式、談合方式の社会は壊さざるを得ない。一人ひとりが規律ある自由の下で、自ら考え、自ら行動し、その責任を自ら負う。こういうことがこれからの日本の中核になる人に必要だ。

個性ある人が社会の中核になるためには、土台が必要だ。その中には情操豊かな人というのが入るべきだ。もう一つの柱は、基礎学力をもう少し持たなければ駄目だ。基礎学力は読み書きそろばんのことだが、それが極めて落ちている。そんな人間に、個性ある社会を担えと言っても無理だ。

第二に、そういう人が受け入れられる社会体質をつくらなければならない。その一つは、公の過剰介入を是正することだ。自分でものを考えてやろうとしても、公がこれは駄目、あれは駄目と言えばそういう人が育つわけがない。そういう社会体質を変える。規制緩和、公務員削減などがそこに全部入る。

私は「規律ある自由の下で、自己の責任で動く人が、社会の中核になるべきだ」、その時に、「公の過剰介入は制限していかなければならない」と憲法に書くべきことだと思っている。

また、基礎的社会保障をしっかりしておくべきだ。福沢諭吉の『文明論之概略』には、社会保障の話が非常に多く出てくる。独立自尊と社会保障は車の両輪だというのだ。まず自分で自ら律せよ、そして地域の中で公助があり、最後は国の責任において保障するという憲法にしなければな

らない。

もう一つは地方分権。ジェームズ・ブライスの『近代民主政治』には、「地方自治は民主政治の最良の学校」と書いている。地域の橋や保育所をどうするかというところから政治への関与を勉強していくことが地方自治だ。ところが憲法は「地方自治の本旨に基づき」と書いている。日本は明治維新以降、中央集権でやってきたので、ほとんどの人が地方自治の本旨とは何か分らない。「地方のことは地方で」というように、もう少し日本人に分るように書くべきだ。

第三は、日本の文化とか、伝統とか、歴史というものを正確に理解し、いい面を伸ばして次の世代につないでいく人間をつくらなければならない。そうすると、両極端の反応が出る。一つは、世界で日本よりいい国はない、日本の文化は世界最高だという。もう一つは、日本は暗黒だという。この二つは共通だ。いずれも結論が先にあって歴史的事実、文化的事実をねじ曲げる。日本にもいいところはあるが、同じように世界のどの国にもいいものがあることを認める正しい歴史観、文化観を持たば国際性につながるはずだ。

第四は、繁栄した国は必ず世界に遺産を残している。例えばギリシャは哲学。ローマは道路や下水、上水などのインフラストラクチャー。それから法の下での平等、法の精神。イギリスは民主政治をつくった。日本は何を残すか。それは平和と環境だと思う。

平和は言うまでもないが、もう一つは環境だと思う。日本人は環境を守るのにもものすごく適している。神道から言えば、村の鎮守の森に神様がいらっしゃる。仏教から言えば、山川草木至る所に仏性ありだ。自然に対して非常に謙虚だ。ドイツやフランスは一生懸命やっているが、あちらの国はアルプスを征服したという。自然を征服するという考えと、自然の中に神様がいるという考えは全く違う。日本は、京都議定書に反対するアメリカや中国に対しても、環境外交をやる責任があるし、その資格を持っている。

現行憲法には四つの柱がある。今までは基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の三つとやってきた。そこに国際協調主義を加えるべきだ。国際協調を除いて平和主義と言え、一國平和主義になる。これは成り立たない。これら四つは、18世紀から300年かかって、何千万という多くに犠牲の上に築き上げられた正しい理念であり、日本の憲法の最大の柱にしなければならない。

時代に合わせた改正を

GHQの残滓を取り除け

ただ、58年たった憲法が完全無欠かと言え、これは誰が考えてもおかしい。社会は動いているし、国際社会も動いている。ある目的意識を持っている人は別だが、普通の常識がある人は誰も今の憲法のままでいいと思っていない。明治憲法は不磨の大典と言っていたが、今の憲法はもつと歴史が長い。

日本は安全保障について、解釈をどんどん変えている。実態に解釈を合わせていくことは賛成だが、解釈改憲には断固反対だ。解釈改憲は、今の憲法はないと言っているのと同じだ。今の日

本は、安全保障に関する限り不文憲法だ。吉田茂は自衛権もないようなことを言っていたのに、今は憲法も直さないで国際貢献だと言っている。

日本が国民の合意の下で不文憲法にしようというなら、それでもいい。そうでないならば、時代に合わせて憲法を改正していかなければならない。

今の日本憲法が持っている大きな問題点がここにある。さらに憲法解釈は裁判所がやるべきであり、行政府(内閣法制局)がやるのは許されない。日本にも憲法裁判所をつくるべきだ。

法制局は警察予備隊(昭和 25 年)がつくられた時、自衛権はあると明言した。保安隊(同 27 年)の時は、自衛権はあるが近代的な戦争の遂行能力を持つ戦力ではないと言った。これが自衛権(同 29 年)になってからも続く、戦力なき軍隊のルーツだ。

昭和 55、6 年に法制局は間違いを犯した。集団的自衛権と集団安全保障は違う。集団的自衛権は一国の主権発動で、アメリカと仲良くしようとか、中国と仲良くしようというもの。集団安全保障は、国連加盟国の一員としての責任を負うこと。法制局は憲法 9 条があるから全部駄目と言った。この解釈は基本的に間違っている。

日米安保条約、サンフランシスコ講和条約、日ソ共同宣言のいずれも日本には集団的自衛権はあると認めている。国際司法裁判所では、集団的自衛権は世界で定着していると言っている。それで、法制局も有ることは認めるが、保有すれども行使せずという屁理屈をこねている。ただ、私は、集団的自衛権は抑制的、制限的でなければならず、集団的自衛権には制限がなければならないと思っている。

集団安全保障と関連し、現行憲法でも 98 条の一項には、この憲法に反する法律、政令は無効だと書いており、二項には、条約は誠実に履行しなければならないと書いている。この両方を読むと、条約優先主義になると私は思っている。

現行憲法のもう一つの問題は、GHQ(連合軍総司令部)がつくった残滓(ざんし)が歴然と残っていることだ。私はアメリカが作ったからけしからんとは単純には言わない。しかし、占領した場合も占領地域の法律を尊重すべしとするハーグ陸戦法規(1907 年)に違反しているということは、世界の常識であり、頭に入れておくべきだ。

その上で問題点を挙げると、まず、占領下であったので現行憲法には自衛ということが何も書いていない。国際社会との協力は書いているが、国際共同行動で平和を守るとは一切書いていない。

また、アメリカの法制に乗っかっているマイナス点がある。アメリカは 18 世紀の憲法だから啓蒙(けいもう)主義の憲法で、国家と国民を対立概念に置く。それは一概に否定しないが、国は国民を守るという立場もある。被疑者(犯罪の加害者)の人権保護は詳しいが、犯罪被害者のことはない。これも憲法に書き込むべきだ。

このほか、日本の良さが何も書かれていない半面、米国案の「家族は人類社会の基底である」という条文が省かれた。これはキリスト教、イスラム教、仏教とか、それよりもっと基礎的な人類共通の原理だ。そういうことが抜けている。

国民投票法は当たり前。護憲主義者だといった吉田さんも末期に国民投票法を作れと言った。

憲法では憲法改正の権利が保障されている。それがなければ、国民の権利は奪われているわけだ。また、国会議員は 3 分の 2 の賛成が必要となっているが、国会議員は中間の手続きにすぎない。決めるのは国民の方々だから半分の賛成すればいい。